

# 船橋市高額療養費貸付金事務取扱基準

## (趣旨)

第1条 この基準は、船橋市高額療養費貸付金（以下、「貸付金」という。）の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

## (申請及び添付書類)

第2条 貸付金の申請の受付場所は、船橋市役所国民健康保険事務所管課の窓口とする。

2 貸付金の貸付を受けようとする者は、高額療養費貸付金申請書（船橋市高額療養費貸付基金条例施行規則（以下「規則」という。）第1号様式）に医療機関の請求書を添付することとする。ただし、同申請書に医療費に関する医療機関の証明がある場合は、請求書を省くことができる。

3 規則第6条第3項における「その他必要と認める文書」とは、高額療養費の受領及び借受金の償還に係る事務の一切を市長に委任する旨の委任状（第1号様式）及び国民健康保険高額療養費支給申請書（船橋市国民健康保険条例施行規則第8号様式）とする。

4 市長は、前項における文書のほか、国民健康保険被保険者証及び預金通帳等振込先金融機関の口座がわかるものの提示を求めるものとする。

## (貸付金の交付)

第3条 貸付金の交付は、申請者（世帯主）本人名義の預金口座への振込を原則とするが、次項によるもののほか、委任状（第2号様式）により申請者（世帯主）以外の預金口座名義人から振込についての受任を得られた場合は当該口座に振り込むこととし、必要やむを得ない場合は窓口での現金支払いも認めるものとする。

2 規則第6条第2項により、貸付決定者が医療機関等に貸付金の受領を委任する場合は、高額療養費貸付金受領委任状（第3号様式）を提出するものとする。

3 対象診療に対する減額査定により貸付金が貸付超過となった場合は、申請者（世帯主）に対して、事前の同意を得た医療機関と協力して貸付金の超過分の返済を履行するよう促すものとする。

## (貸付金の償還)

第4条 市長は、委任状に基づき高額療養費を受領したときは、これを当該貸付金の償還に充てるものとする。

## (台帳等の整備)

第5条 申請受理から償還までの事務処理については、国民健康保険高額療養費貸付金整理簿（第4号様式）により、事務の進捗状況の管理を行う。

## (運用)

第6条 この基準の運用は、船橋市高額療養費貸付基金条例第2条に定められる基金の額の範囲内とする。

## (基準の適用)

第7条 この基準は、平成17年1月1日から施行する。

### 附 則

この基準は、平成27年3月31日から施行する。

### 附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

# 委 任 状

船橋市長 あて

私は、船橋市長を代理人と定め、下記に係る一切の権限を委任します。

## 記

1 年 月 (氏名 ) の療養に係る高額療養費  
の受領に関すること。

2 上記に係る借受金を高額療養費貸付基金へ償還すること。

年 月 日

委 任 者

(世帯主) 住 所  
氏 名

印

年 月 日

船橋市長 あて

## 委 任 状

船橋市高額療養費貸付金の受領について、下記の者に権限を委任します。

### 記

委任者 住所 船橋市 \_\_\_\_\_  
(世帯主)

氏名 \_\_\_\_\_ 印

受任者 住所 船橋市 \_\_\_\_\_  
(口座名義人)

氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

委任者との続柄 \_\_\_\_\_

※委任者（世帯主）の捺印は申請書と同じ印鑑をご使用ください。

年 月 日

船橋市長 あて

高額療養費貸付金受領委任状

( 年 月診療分)

船橋市高額療養費貸付基金条例施行規則第6条による貸付金の受領について、下記の者に権限を委任します。

記

委任者 住所 船橋市 \_\_\_\_\_  
 (世帯主) \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_ 印

※委任者（世帯主）の捺印は申請書と同じ印鑑をご使用ください。

受任者 住所 \_\_\_\_\_  
 (口座名義人) \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_

振込先 金融機関名		支店名 (店番)	支店 ( )
口座番号	普・当		
フリガナ			
口座名義人 (受任者)			

